

志田雄一郎

区議会レポート
2023年 秋号



編集・発行：立憲民主党・無所属クラブ

住所：新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 5階

電話：03-5273-3555 FAX：03-3209-1077



(しだ・ゆういちろう) 1967 (昭和42) 年新宿区生まれ。現在7期目。

環境建設委員会、本庁舎対策等特別委員会に所属。

- ◎ 令和5年 第3回新宿区議会 定例会での一般質問 (志田雄一郎)
- ◎ 新規事業【エネルギー価格高騰緊急対策支援】 【繁華街のねずみ対策を強化】
- ◎ 相続登記申請の義務化 (令和6年4月1日～)

9月22日に行われた一般質問を、一部抜粋して掲載しております。

～更生保護について～

都内における令和4年度の刑法犯認知件数は78,480件、そのうち本区内は4,820件、23区中最多です。わが国は検挙人員に占める再犯者が約5割で、再犯防止の取り組みは重要です。

取り組みの一つとして、犯罪を犯した者等を支える更生保護制度があります。これは少年院などから社会復帰する際、日常生活を送る上で不可欠な住居や就業先などの調整、相談に応じる等保護司の方々が連携し更生保護活動をする取り組みです。平成28年に再犯防止推進法が制定・施行され、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務が課せられました。

東京都でも再犯防止計画を策定し、この中には、「国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯防止に取り組んでいく」と明記されています。

就労・住居確保、保健医療・福祉サービス利用の促進、非行の防止・学校と連携した修学支援等、地方自治体の行政事務とも大きな関わりがあります。

以下質問

(質問1) 23区では策定中を含め11区で独自の計画を策定していますが、本区の現状をお聞かせ下さい。

(質問2) 東京都の推進計画の中には、前述のように区にも大きな関係があるがどのように取り組んでいますか？

(質問3) 更生保護活動の重要な担い手である保護司会への支援を担当している経緯から、子ども家庭部が再犯防止の窓口となっています。他自治体では庁内のほか、資源の発掘・創造の陣頭指揮をとる所管を新たに設置しています。再犯防止に向けた本区の窓口となる所管についてお考えをお聞かせ下さい。

答弁 (子ども家庭部長)

→区の再犯防止推進計画は、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進、非行の防止・修学支援等、多方面にわたる課題があるため、国や都の計画内容や他区の取り組み状況を踏まえ、課題を整理していきます。

区政相談受付中！

ご意見・ご要望は…

TEL・FAX 03-3355-0546

新宿区議会議員

yuichiro.shida@gmail.com

志田雄一郎



～エネルギー価格高騰緊急対策支援～

1 事業の目的

電気、ガス、ガソリン等のエネルギー価格が高い水準で推移しているため、新たに区が補助することにより、物価高騰下における中小企業者の事業継続の支援と経営の安定化を図ります。

2 事業概要

1 対象経費及び対象期間

電気、都市ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油、オートガス、LPガス
令和5年11月～令和6年3月分



2 補助対象者等

新宿区に営業の本拠（事業所）のある中小企業者・個人事業主

3 補助内容

対象経費ごとの前年度の使用量に、区が設定した補助単価を乗じた額を補助

4 補助上限額、補助率

補助上限額 20万円、補助率 4/5

5 申請期間

令和5年12月1日～令和6年3月31日



3 実施方法

令和5年度より実施している「経営力強化支援事業」の補助メニューに「エネルギー価格高騰緊急対策支援」を新たに追加します。

【経営力強化支援事業一覧】

| 補助内容 | 補助額 | 補助率 |
|--|------------------|-------|
| 【新規追加】 エネルギー価格高騰緊急対策支援 【予算額1,130,902千円】 | 20万円 まで | 4/5 |
| ・中小企業者・個人事業主への補助 1,114,200千円 法人 15,679社×申請率30%×20万円=940,800千円 個人 5,780人×申請率30%×10万円=173,400千円 ・その他経費 16,702千円 | | |
| 経営計画等策定支援 | 合計 30万円 まで | 10/10 |
| 補助金申請手続き支援 | | |
| 販売促進・業態転換支援 | | |
| インパウンド対応支援 | 合計 80万円 まで | 4/5 |
| IT・デジタル対応支援 | | |
| 設備等購入支援 | | |
| 展示会等出展支援 | | |

～歌舞伎町クリーン大作戦～ 繁華街におけるまち美化（ねずみ）対策の強化

区では、これまでの繁華街におけるまち美化の取組に加え、
①「ごみ対策」の拡充、②新たな「ねずみ対策」を実施します。

区、警察などの関係行政機関、町会、商店会等、また建物の所有者や管理会社、民間の収集運搬業者が一体となって、取組をより一層強化することで、まちの美化を通して、にぎわいのあるまちの実現に取り組んでいきます。



不法投棄されたごみの様子

① 繁華街における「ごみ対策」

【不法投棄廃棄物臨時収集運搬の実施】（拡充）

歌舞伎町周辺地区等においては、これまで日々の清掃、排出指導、夜間パトロールや、撤去が必要となった不法投棄廃棄物の収集等を適宜行っています（令和5年度7月までに6回実施）。

この不法投棄廃棄物の収集等を定期的（週2回程度）に実施し、ねずみの餌となっているごみを長時間放置しないようにします。

- 令和5年度臨時収集運搬委託 3,000千円
- 繁華街清掃・廃棄物収集 2,618千円【拡充】



【撤去前（散乱状態からまとめた後）】 【撤去後】

【ごみ減量リサイクル課】

【清掃活動の実施】（継続）

繁華街ごとに町会、商店街等とともに、関係各課と連携して一斉環境浄化活動を実施しています。シネシティ広場周辺地区では、警察、歌舞伎町商店街振興組合、（一社）歌舞伎町タウン・マネジメントと協力をし毎週火曜日に滞留者声かけ・清掃活動、毎週水曜日に一斉清掃を行なっています（令和4年度計30回実施）。



【清掃作業の様子】

【危機管理課・文化観光課・道路課・ごみ減量リサイクル課】

② 繁華街における「ねずみ対策」

【新たな「ねずみ対策」の実施】

環境調査及び一斉駆除業務（新規）

歌舞伎町一・二丁目（重点対策地域）を対象に、ねずみの環境調査及び殺鼠剤等を使用した一斉駆除を実施します。

●環境調査の実施

ねずみの痕跡（生体や死骸の有無、巣穴等の有無、糞やごみ袋の齧り跡等）を目視調査で確認するとともに、ごみの排出状況等から息遣や繁殖の要因を調査します。

●一斉駆除の実施

重点対策地域内に殺鼠剤ボックスを配置。2か月間の点検を行った上で、集中的なねずみ駆除作業を実施します。

●個別相談対応

苦情、相談に対し専門相談員派遣、聞き取り調査を行います。状況に応じて建物外周の環境調査と指導・アドバイス等も実施します。

- 環境調査・一斉駆除業務委託 8,654千円

【衛生課・環境対策課】



【飲食店・ビル管理者へのごみ適正排出管理の徹底】（継続）

ねずみの餌となるものを排除するため、繁華街の飲食店等事業者に対し、ふた付き容器での排出など、ごみの適正排出管理の指導・啓発を行います。区内でごみの不適正排出が目立つ街区から、順次巡回します。

- 殺鼠剤、ふた付き容器等購入 1,025千円

【衛生課・ごみ減量リサイクル課】



～相続登記の申請が義務化されます～

問合せ 司法書士会 相続登記相談センター ☎0120 (13) 7832

令和6年4月1日から相続等により不動産の取得を知ってから、3年以内に登記を申請しなければならなくなります。正当な理由なく違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。

○志田雄一郎

エネルギー価格高騰で、より厳しい区内中小企業者や個人事業主を区がしっかりと支援します。ねずみ対策の強化については、他の飲食店街からも「この取り組みを行って欲しい！」との声を聞いています。まずは歌舞伎町、その後、他の地域にも拡充すべきです。